

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 9 日現在

機関番号：13401

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23730086

研究課題名(和文)「離婚時年金分割制度」のあり方 2009年ドイツ法改正を受けて

研究課題名(英文)The Pension division system during divorce - In reference to Germany -

研究代表者

生駒 俊英 (IKOMA, TOSHIHIDE)

福井大学・教育地域科学部・准教授

研究者番号：00514027

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,100,000円、(間接経費) 330,000円

研究成果の概要(和文)：我が国では、2007年に「離婚時年金分割制度」が導入され離婚の際に年金を分割する事が可能となった。しかし現在当初予想された程、利用が行われていない。そこで本研究では、我が国が制度導入にあたり参考とした、ドイツにおける「年金権調整制度」が、2009年から新たな制度へ改正された点に焦点を当て、示唆となる点を探ることとした。

ドイツの制度を踏まえて、まず我が国の制度を社会保障法上の制度と捉えて、分割割合を一律二分の一にすべきであるとの結論に至った。さらに、本制度により分割は可能になったものの、それより生じる結果に対して制度的な対応が必要不可欠である。

研究成果の概要(英文)：In Japan, a pension division system that allows pensions to be divided in the event of divorce was introduced in 2007. However, the system has experienced less use than expected. Therefore, this research focuses on the German system, which was used as the basis for the Japanese system, and investigates the features that were prominent for the creation of the Japanese system. The German system itself was revised in 2009.

The results of our research concluded that we should approach the system from the perspective of social security law, and henceforth presume a uniform and equal division of pension. Furthermore, this institutional correspondence is essential.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：年金分割 離婚 ドイツ 財産分与

1. 研究開始当初の背景

離婚時に夫婦間に発生する効果として、「財産分与」、「子どもの親権の帰属」等があげられるが、夫婦が婚姻期間中に築き上げた年金に関しても、重要な財産であることから何らかの配慮が必要ではないかという指摘が多くなされていた。そこで、各種検討会等での議論を踏まえ、2007年にドイツの年金権調整制度を参考に「離婚時年金分割制度（以下、「本制度」とする。）」が我が国に導入された。

しかし、制度の利用件数は、当初期待されたほど利用されなかった（平成23年度、離婚件数が235,719組であるのに対して、日本年金機構への改定請求件数は18,231件にとどまる）。

また、「本制度」導入時に参考としたドイツの制度が、2009年から新たな制度へと改正が行われていた。

2. 研究の目的

研究開始当初の背景にも記載したが、「本制度」の利用が少ないという現状がある。「本制度」については、制度導入当時議論されてきたように、老後の生活保障である年金をその対象としており、多くの利用がなされるべきである。そこで、国民により利用しやすい制度の構築を目指し、「離婚時年金分割制度」のあり方について、研究することとした。

制度の利用が低迷する理由としては、制度に内在する問題点、民法上の離婚給付との関係、国民への周知不足等、様々な点にあるものと考えられる。その中で本研究では、大きな目的として、「制度的問題点の解消」、「民法上の離婚給付との関係」を明らかにすることとした。

3. 研究の方法

国民にとってより利用しやすい制度の構築を考える上で、4つの研究項目を設定した。

改正前の「年金権調整制度」における問題点の整理（ドイツ）

2009年改正制度の検討（ドイツ）

「離婚時年金分割制度」と「財産分与」との関係（日本）

今後の「離婚時年金分割制度」のあり方（日本）

においては、1977年に導入されて以来、32年を経て改正されることとなった「年金権調整制度」における従来の問題点を整理する。

においては、従来の問題点がどのように改正されたのかを明確にし、改正制度を検討する。なお、2009年9月以降の制度実施状況等（その評価を踏まえて）についても取り上げ、実際に改正がうまくいったのかを明らかにする。

においては、これまでの研究においても、「本制度」と「財産分与」との関係を考察してきたが、改めて、財産分与制度との

関係を明確にする。

においては、それまでの研究成果を踏まえて、今後の「本制度」のあり方について考察する事とした。

4. 研究成果

以下、本研究でもたらされた成果を述べていく。

(1)「本制度」に関する現状

運用状況

離婚時年金分割による日本年金機構への改定請求件数は厚生年金保険・国民年金事業の概況、請求すべき按分割合に関する処分の調停・審判事件新受件数は家庭裁判所事件の概況において公表されている。そしてそれらの件数と当該年度の離婚件数を比較すると、年金分割の改定請求件数は、離婚に占める割合としては少しではあるが伸びているものの、未だ件数としては少ないことが判明した。

その他、分割対象期間や按分割合についても公表されており、按分割合50%とする事例は年々増えてきており、実務上年金分割は半分との認識が定着してきている。また、改定請求件数と調停件数を同年度で対比できるものではないが、年金分割に関して1割程は当事者間での協議では決められない結果となっていた。

裁判例

裁判において争点となるのは、厚生年金保険法第78条の2第2項において、「家庭裁判所は、当該対象期間における保険料納付に対する当事者の寄与の程度その他一切の事情を考慮して、請求すべき按分割合を定めることができる。」としている点である。つまり、離婚時の財産的效果である「財産分与」と同様の判断がなされるのか否かという点が問題となっていた。この点、これまでに公表されている裁判例は、全て按分割合を半分としていた。その理由付けとしては、「老後の所得保障」、「社会的性質及び機能」を有する年金であるから特別の事情がない限り半分にするとの事であった。そして、その特別の事情としては、「財産分与」において考慮される別居期間等は、該当しないとされた。従って、裁判においては、年金分割と「財産分与」とは異なった扱いをしていることが分かった。この点は、後に述べる学説の動向とも関わってくるが、「本制度」の位置付けを考える上で重要な点である。

学説の動向

学説においては、「本制度」について、その性質、また離婚時の効果である「財産分与」との関係について議論がなされてきている。近時、「清算」という言葉に捉われる必要はないとの指摘もなされてきており、制度導入当初に想定されていた「財産分与」類似の制度とは異なる制度への位置付けをすべきとの見解も出されていた。

また、財産分与との関係においては、「本制度」を財産分与と別々に考慮すべきとの指摘が多くなされている。

(2) ドイツにおける年金権調整制度

改正前の制度について

ドイツの年金権調整制度(以下、調整制度とする。)は、1976年の婚姻法および家族法改正のための第1法律(BGBL. S.1421)に基づいて導入され、1977年から実施されている(ドイツ民法典第1587条-第1587条pに規定されている)。

立法者は、調整制度の導入に当たって二つの理念をあげる。一つは、婚姻期間中に配偶者の一方が獲得した年金の期待権や見込みに対して、配偶者双方が共同の持分を有し同等に分割できるように、付加利得清算の考え方を、年金の分割にも拡張することである。そして、二つ目は扶養法的な考慮に基づくものである。しかし調整制度は、立法当初から多くの批判にさらされてきた。大きくは次の二つと考えられる。

・従来の制度は一度限りの調整の原則の下、婚姻期間中に獲得した様々な年金期待権を一括して比較する必要がある。しかしドイツでは、調整制度の対象となる年金は、公的・私的のあらゆる年金が対象であるため、一括して比較する事に非常に困難が伴った。結果として、頻繁に半分に分割するという原則が満たされなかった。

・制度の複雑さである。年金権調整は複数の法律が関わっており、又規定の文言も専門的であった為、この制度全体を理解している専門家はごく少数しかいなかった。

これら指摘されていた問題点については、数々の改正がなされ対処されてきたが、根本的な問題解消には至らなかった。従って、改正においては年金を半分に分割すること、及び国民にとって利用しやすい簡易・迅速な制度の創設が求められていた。

改正の経緯

ドイツでは以下の経緯を経て年金権調整構造改革法(Gesetz zur Strukturreform des Versorgungsausgleichs(VAStrRefG) vom 3.April2009(BGBL. 700))が、2009年9月1日から施行される事となった。

- ・2003年9月：離婚時年金権調整の構造改革委員会の設立
- ・2004年10月：委員会草案公表
- ・2007年8月：年金権調整構造改革法に関する討議草案公表
→改正制度の内部分割、外部分割制度が示される。
- ・2008年2月：司法省参事官草案公表
- ・2008年5月：連邦政府において年金権調整の構造改革に関する政府草案の決議
基本的には、討議草案のコンセプトをそのまま引き継ぐ

・2008年8月：連邦参議院の法律委員会との協議に基づいて作成された政府の法律草案の公表

・2009年2月：ドイツ連邦議会において可決

・2009年3月：ドイツ連邦参議院において可決

また年金権調整構造改革法とあわせて、手続に関しても改正法(FGG-ReformG)が成立している。

改正制度の概要 - 1

年金権調整構造改革法の施行により、これまで年金権調整について規定してきた、ドイツ民法典第1587条-第1587条p、苛酷緩和法(VAHRG)、年金権調整移行法(VAÜG)、価格令については効力がなくなり、新たな年金権調整は、ドイツ民法典第1587条、年金権調整法(Versorgungsausgleichsgesetz、以下、「調整法」とする。)及び家事事件及び非訟事件の手続に関する法律(以下、「手続法」とする。)第217-229条に規定されることとなった。

従来の制度との違いとして、改正制度ではそれぞれの年金制度毎に分割を行うために、異なった年金制度間での比較を行う必要性が無くなった。また、これまでのごく少数の専門家でしか理解できなかった制度を、平易な用語を用い、理解しやすい制度へと改正することが行われた。

分割方法としては、大きく二種類が規定されている。

・内部分割(interne Teilung)

裁判所は、調整義務者の負担の下、調整権利者に調整額の権利を、分割する年金権が存在する年金保険者において移転する。

・外部分割(externe Teilung)

外部分割においては調整権利者が、新たな老齢年金を設定するか、又は既に存在する老齢年金に調整額を払うべきかを決定し得る。そして、調整義務者の年金保険者は、調整権利者の年金保険者に対して資本金として調整額を支払う。

改正制度の概要 - 2

その他、我が国への示唆となる点についても整理しておく。

(年金権調整の排除)

婚姻期間に獲得した年金権を全て調整するという原則に対して、以下三つの例外が挙げられる。

・取るに足らぬ事情

短い婚姻期間(調整法第3条)等

・婚姻終了時に権利が“調整状態”にない場合(調整法第19条)

・著しい不衡平(調整法第27条)

離婚前の長期間の別居については、そのみを理由として排除事由にならないとする考えと、部分的ではあるが年金権調整の排除へとつながるとする考えがある。

(手続)

年金権調整の手続は、夫婦の意思に関わりなく職権によって自動的に行われ、事件に付随する事件として、離婚手続と結合される。

その他、婚姻期間の終了の後に、見込みの調整額について重要な価格変更を導く法的又は事実上の状況が生じた場合には、家庭裁判所は当事者の申立てにより決定を変更し得る。

(扶養法・夫婦財産制との関係)

調整法第 33 条第 1 項は、調整権利者が年金権調整において獲得した権利から未だ年金を受給しておらず、調整義務者に対して法的扶養請求権を有している場合において、申立てにより調整に伴う年金の縮減を停止しうる。そして、調整義務者は縮減されない年金を受給し、代わりに権利者に対して扶養料を給付することとなる。

夫婦財産制との関係では、年金に関する権利が調整法第 2 条 4 項の下にある限りにおいて夫婦財産制の調整からは除外される。一方で、夫婦財産制と年金権調整との範囲の原則的な分離にもかかわらず、若干の事例においては、年金権調整が夫婦財産制における処理なのかについて調整が必要となる場面が生じる。

(3) 今後の展望

本制度の位置付け

我が国では、まず初めに「本制度」の性質をどのように理解するかが重要となってくる。研究を進めた結果、以下の理由から、「本制度」を実質的にも形式的にも社会保障法上の制度として位置づける事としたい。

・「本制度」が厚生年金保険法に挿入され、形式上は社会保障法上の制度として導入されている点

・保険料の納付はあくまで給料の天引きという形態であり、その半分は事業者が負担している点

・年金は様々な要件の下に発生する財産である点

・年金が老後の所得保障としての役割等を担っている点

・ドイツではあらゆる年金を分割の対象としているのに対して、日本では公的年金のみを対象としている点

以上より、「本制度」を社会保障法上の制度として捉える事によって、合意分割、3 号分割という区分を撤廃し、いずれも半分分割を原則とすべきである。

財産分与との関係

財産分与との関係では、年金は将来の給付であり、多分に予測的である為に相互の調整はすべきでない。ただし、ドイツにあったように、財産分与の中でも扶養的財産分与との関係については、一定の場合には相互の調整が必要であろう。

手続に関して

我が国での年金の改定請求件数の少なさに関して、この点ドイツにおいては年金権調整が職権によって自動的に実施される為、同様の問題は生じない。

老後の所得保障としての性質を有する年金の分割であることを考えると、先に述べたように「本制度」を社会保障法上の制度として捉えた場合に、当事者の意思に委ねずに、原則的にはドイツの制度と同様に、強制的・自動的に半分に分割すべきとの制度設計が望ましい。

その他

ドイツでは、制度改正にあたって指摘されていたことであるが、企業及び私的年金の重要性が増大している点が近時の特徴として挙げられる。勿論、ドイツと日本では、年金制度も異なり全く同様の扱いがなされるものではないが、我が国において現在の公的年金制度のみを対象とする本制度を現状のまま維持すべきか、それとも公的年金以外の年金制度も対処とすべきかについて、今後の状況を踏まえつつ検討を要する。

最後に、日本の年金分割制度は、年金を分割することを可能にしたが、それ以外の制度的な対処が一切行われていないことも問題である。現在分割された年金については、未だ受給開始年齢に達しているものも少なく、問題が顕在化していない部分もあると考えられる。今後、分割された年金の受給時に混乱が生じないようにしなければならない。その為にも、制度そのものの位置付けを明確にすることが重要である。その上で、今後は個別論点、特に扶養的財産分与との関係や、年金分割を排除する事案等について対処すべく制度を構築していく必要がある。

本研究において、「本制度」の位置付け、ドイツの新制度の運用について、一程度明確にできたと思われる。今後は、ドイツにおいて指摘されている問題点を参考に、我が国の制度を、より国民に利用しやすい制度にする為にも、引き続き研究を続けたい。

5 . 主な発表論文等

〔 図書 〕 (計 1 件)

生駒俊英「ドイツにおける年金権調整制度の改正について - 我が国への示唆 - 」古橋エツ子、床谷文雄、新田秀樹編『家族と社会保障をめぐる法的課題』(信山社、2014 年 8 月発刊予定)

6 . 研究組織

(1) 研究代表者

生駒 俊英 (IKOMA, Toshihide)

福井大学・教育地域科学部・准教授

研究者番号 : 00514027